

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、その翌日の日)

規則

中高年令失業者等職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十三号

中高年令失業者等職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

中高年令失業者等職場適応訓練委託規則(昭和三十九年一月鳥取県規則第四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職場適応訓練委託規則

第一条中「職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第三十六条第一項第三号に規定する作業環境に適応することを容易にさせるために行なう訓練」を「求職者を作業環境に適応させるために行なう訓練」に改める。
第二条中「職業安定法第二十七条の規定による」を削り、「失業者(以下「中高年令失業者等」という。)」を「求職者」に改める。

第三条第五号中「中高年令失業者等」を「求職者」に改める。

第四条第一項中「中高年令失業者等」を「求職者」に、「中高年令失業者等職場適応訓練申込書」を「職場適応訓練申込書」に改める。

第五条第一項中「中高年令失業者等職場適応訓練委託申込書」を「職場適応訓練委託申込書」に改める。

第六条第一項中「中高年令失業者等職場適応訓練委託契約書」を「職場

目次

◇規則 中高年令失業者等職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

◇告示 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出の受理

国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正

解除予定の保安林

土地改良区の解散

◇公告 甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験の実施

◇雑報 鳥取食糧事務所管内出張所の位置の変更

◇正誤 昭和四十二年九月鳥取県告示第五百八十六号中訂正

昭和四十二年九月鳥取県告示第五百八十七号中訂正

適応訓練委託契約書」に改め、同条第三項中「中高年令失業者等」を「求職者」に、「中高年令失業者等職場適応訓練実施決定通知書」を「職場適応訓練実施決定通知書」に改める。

第十条を次のように改める。

(職場適応訓練費の支給)

第十条 知事は、受託事業主に対し、職場適応訓練に要する費用に充てるための職場適応訓練費を支給する。

2 前項の職場適応訓練費は、月額をもつて定め、職場適応訓練が行なわれた日数が一月に満たない月については、一月を二十五日とした日割計算によるものとする。

3 受託事業主は、毎月五日までに前月の職場適応訓練に係る職場適応訓練費請求書(様式第五号)を所轄公共職業安定所長を経由して知事に提出し、職場適応訓練費の支給を受けるものとする。

第十条の次に次の一条を加える。

(手当の支給)

第十条の二 知事は、職場適応訓練生に対し、訓練手当を支給する。

2 前項の訓練手当の額及び支給方法については、別に知事が定めるところによるものとする。

第十一条第一項中「中高年令失業者等職場適応訓練委託契約変更・解除協議書」を「職場適応訓練委託契約変更・解除協議書」に改める。

第十二条第二号中「委託金」を「職場適応訓練費」に改め、同条第三号中「職業安定法」の下に「(昭和二十二年法律第四百一十一号)」を加える。

第十三条(見出しを含む)中「委託料」を「職場適応訓練費」に改める。第十五条第一項中「中高年令失業者等職場適応訓練実績報告書」を「職

場適応訓練実績報告書」に改める。
様式第一号を次のように改める。

様式号第1

職 場 適 応 訓 練 申 込 書

氏 名				男 女	年 令	才	失業保険金受給 資格者証番号		
住 所									
指示に関 する事項	公共職業安定所名	公共職業安定所 (出張所)	指定を受けた 年 月 日	年 月 日					
	指示の種類	職業安定法第27条第1項 雇用対策法施行規則第2条第3項、第4条第5号							
	訓練期間								
通所に関 する事項	通所距離	片道						キロメートル	
	通所の特別事項								
寄宿に関 する事項	家 族 の 状 況	寄宿の事実(予定)事情		有	無	寄宿開始(予定) 年 月 日		昭和 年 月 日	
		氏 名	申込者 との続 柄	生年月日	年 令	職 業	扶養の有無	同居 別居	別居している 住所又は居所
					才	有 無	有 無	同居・別居	
					才	有 無	有 無	同居・別居	
					才	有 無	有 無	同居・別居	
備 考									

上記のとおり職場適応訓練を申し込みます。

年 月 日

氏名

鳥取県知事

殿

※ 申 込 受 理 年 月 日	昭 和 年 月 日	
※ 公 署 長 の 意 見 公 共 職 業 安 定	委 託 予 定 事 業 所 名	
	訓 練 職 種	
	総 合 意 見	

年 月 日

公共職業安定所長

注意 ※印は記入しないでください。

様式第二号中「中高年令失業者等職場適応訓練委託申込書」を「職場適応訓練委託申込書」に改める。

様式第三号中「中高年令失業者等職場適応訓練委託契約書」を「職場適応訓練委託契約書」と、「中高年令失業者等」を「求職者」と、「委託料」を「職場適応訓練費」に改める。

様式第四号中「中高年令失業者等職場適応訓練実施決定通知書」を「職場適応訓練実施決定通知書」に改める。

様式第五号中「中高年令失業者等職場適応訓練委託料請求書」を「職場適応訓練費請求書」に改める。

様式第六号中「中高年令失業者等職場適応訓練委託契約変更・解除協議書」を「職場適応訓練委託契約変更・解除協議書」に改める。

様式第七号中「中高年令失業者等職場適応訓練実績報告書」を「職場適応訓練実績報告書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の中高年令失業者等職場適応訓練委託規則の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

告 示

鳥取県告示第五百九十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
門脇内科医院	境港市明治町八一ノ一	全都道府県	昭和四十二年八月二十一日

鳥取県告示第五百九十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称	所 在 地	申出の受理の年月日
河瀬齒科医院	鳥取市西町一〇三ノ一	昭和四十二年八月七日
門脇内科医院	境港市明治町八一ノ一	九月一日

上村整形外科医院	鳥取市戎町一〇六	〃	〃
安 田 医 院	〃 田島三六ノ六	〃	〃
武信産婦人科医院	〃 材木町一五二	〃	〃

鳥取県告示第六百号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号(鶏等の移入を禁止する区域の指定について)を次のように改正する。

昭和四十二年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

- 宮崎県 東京都 群馬県 山梨県 福岡県 栃木県 鹿児島県 福島県
- 滋賀県 山形県 大分県 和歌山県 福井県 北海道 秋田県 兵庫県
- 茨城県 三重県 岩手県 佐賀県 山口県

鳥取県告示第六百一号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字海士字高浜八八九の五〇一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百二号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字長瀬字新川前二二九三の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百三号

次の土地改良区は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第一項第二号に掲げる事由により解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良区の名称	土地改良区の事務所の所在地
由良町湯谷土地改良区	東伯郡大栄町由良宿
東郷松崎町小鹿谷	東郷町小鹿谷
友定井手	赤碓町出上
橋津村上橋津	羽合町上橋津
浅津村上浅津	橋津
東郷町別所	東郷町別所
泊村小浜	泊村小浜
栄村宮谷用水	大栄町亀谷
羽合町橋津	羽合町橋津
三朝町西尾	三朝町西尾
浜村町浜村	気高郡気高町浜村
青谷町青谷	青谷町青谷
日置村小畑	小畑
勝谷村今市	鹿野町今市
勝部村楠根紙屋	青谷町勝部
青谷町長尾	青谷
中郷村絹見	〃
瑞穂村大井手	気高町勝見
浜村町姉泊	姉泊
日置村早牛	青谷町早牛
青谷町八葉寺	八葉寺
高江	気高町高江

公 出

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条第3項に規定する甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和42年9月16日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の種別及び方法

(1) 試験の種別、

甲種火薬類取扱保安責任者試験

乙種火薬類取扱保安責任者試験

(2) 試験の方法

筆記試験

火薬類取締に関する法令

一般火薬学

1 面接による人物試験

2 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 昭和42年10月22日（日曜日）

午前9時30分から正午まで

(2) 試験の場所

鳥取市東町 鳥取県庁第2、第3会議室

米子市統町 鳥取県西部総合事務所講堂

3 受験手続

次の書類を鳥取県商工労働部商工指導課に提出すること。

(1) 受験願書

火災類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）別表第15の
様式によること。

(2) 履歴書

火災類取締法施行規則別表第16の様式によること。

(3) 写真

手札型台紙付とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像で、
その裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。

(4) 戸籍抄本

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇
所にはりつけること。この場合、消印をしないこと。

5 受験願書受付期間

昭和42年9月25日から昭和42年10月7日まで

6 受験票

受験票は、受験願書を受け付けた場合に交付する。

雑 報

鳥取食糧事務所管内出張所の位置を次のとおり変更したのでお知らせし
ます。

昭和42年9月16日

鳥取食糧事務所長 吉 田 鉄 太 郎

移転出張所名

庁舎所在地

鳥取食糧事務所鳥取支所岩美出張所

岩美郡岩美町浦富1,033

正 誤

昭和四十二年九月鳥取県告示第五百八十六号（県税の不均一課税適用申
請書の様式について）中次の箇所にて誤りがあつたので、訂正する。

頁 誤

正

六 (㊶の員数)

(㊶が負数である場合はその絶対値)

昭和四十二年九月鳥取県告示第五百八十七号（奨励金交付申請書の様式
について）中次の箇所にて誤りがあつたので、訂正する。

頁 誤

正

八 奨励金交付

奨励金交付申請書

十二 (㊶の員数)

(㊶が負数である場合はその絶対値)